職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第9号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

(給与支給機関等に対する通知)

第12条 [略]

2 • 3 「略]

4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基 4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基 づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日 までの週休日(勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例 第26条の2第1項に規定する週休日をいう。)の日数、当該 転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定 する対象となる期間中の欠勤(正規の勤務時間中に勤務しな いために給与を減額される場合をいう。)、病気休暇及び介 護休暇(勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第 1項に規定する病気休暇及び介護休暇をいう。)、育児休業 (地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号。以下「育児休業法」という。)第2条又は第19条の規定 に基づく育児休業又は部分休業をいう。)、育児短時間勤務 (育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法 第17条に規定する短時間勤務を含む。)をいう。)、自己啓 発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業を いう。)並びに修学部分休業(法第26条の2に規定する修学 部分休業をいう。)の日数及び時間数並びにその他必要とす る事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属するこ ととなった所属機関の長に通知するものとする。この場合に おいて、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるとき は、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該 職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものと する。

(給与支給機関等に対する通知)

第12条 [略]

2 • 3 「略]

づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日 までの週休日 (勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例 第26条の2第1項に規定する週休日をいう。)の日数、当該 転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定 する対象となる期間中の欠勤(正規の勤務時間中に勤務しな いために給与を減額される場合をいう。)、病気休暇及び介 護休暇(勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第 1項に規定する病気休暇及び介護休暇をいう。)、育児休業 (地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号。以下「育児休業法」という。)第2条又は第19条の規定 に基づく育児休業又は部分休業をいう。)、育児短時間勤務 (育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法 第17条に規定する短時間勤務を含む。)をいう。)、自己啓 発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業を いう。)、配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する 配偶者同行休業をいう。)並びに修学部分休業(法第26条の 2に規定する修学部分休業をいう。) の日数及び時間数並び にその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が 新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものと する。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受 ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務 所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に 対してするものとする。

「略]

「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。